

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という)第167条の6及びうるま市契約規則(平成19年うるま市規則第9号。以下「契約規則」という。)第26条の規定に基づき、次のとおり公告する。

うるま市長

中 村 正 人



本件入札は、事後審査型制限付一般競争入札で実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 上江洲公園整備事業土地評価業務
(電子契約利用可能案件)
- (2) 履 行 期 間 契約の日から 令和8年1月30日まで
- (3) 現 場 説 明 の 有 無 なし
- (4) 予 定 価 格 公表する 4,650,000 円(消費税抜き)
- (5) 最 低 制 限 価 格 設定無し

2 入札参加資格要件

入札に参加することができるものは次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

1	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
2	うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(平成17年うるま市告示第7号。以下「規程」という。)第6条に規定する入札参加資格者名簿において「令和7・8年度補償業務」の業種登録がある者。
3	うるま市暴力団排除条例(平成23年うるま市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していない者であること。
4	入札公告日から落札者決定の日(落札者がなかったときは、入札の終了を宣言した日)までの期間において、うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成17年うるま市告示第12号)に基づく指名停止措置又は入札参加資格の取消しを受けていないこと。
5	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令(事前通知を含む。)を受けていないこと。
6	会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請し、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないこと。
7	民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請し、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないこと。
8	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない(公告日の3月前から入札・開札日までの間に不渡り等を生じていないことをいう。)こと。
9	国税及び地方税を滞納していないこと。

10	土地評価業務に当たっては、自己又は関係人の利害の有無その他いかなる理由にかかわらず、公平妥当な態度を保持すること。
11	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
12	沖縄県内に 本社 を置く者。
13	資格要件:補償業務管理士(土地評価部門)が在籍する事務所であること。

3 入札参加手続き

(1) 入札参加希望者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① うるま市建設工事等制限付き一般競争入札参加申請書
- ② 配置予定技術者届
- ③ 資格証明書
- ④ 特定関係調書
- ⑤ 業務実績調書

(2) 提出方法及び提出先

提出方法 : 持参、郵送、FAX、メール(FAX・メールの場合は原本を入札時に提出すること。)

提出先 持参 : うるま市役所 西棟2階
うるま市 都市建設部 用地課 用地係
郵送 : 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号
FAX : 098-923-7621
メール : youchi-ka@city.uruma.lg.jp

(3) 提出期限

公告日から **令和7年10月20日(月)**まで

※受付期間9時から17時(土、日、祝日を除く)

※郵送については **令和7年10月20日(月)**必着

4 質疑について

入札参加希望者は、本入札に関して不明な点などがある場合は質疑することができる。

(1) 質疑方法

本ページ記載の様式(質疑書)によりメールまたはFAXにより提出すること。

(2) 質疑受付期間

令和7年10月6日(月) から **令和7年10月15日(水)**まで

(3) 回答について

提出された質疑への回答は **令和7年10月17日(金)**にホームページへ掲載する。

5 入札・改札

(1) 日時 **令和7年10月24日(金) 10時**

※上記時刻までに入札会場に参加していないものは、入札不参加とみなす。

(2) 場所 うるま市役所 **西棟3階 中会議室**

(3) 入札方法

本業務は入札書による紙入札にて実施する。

- ① 入札は、所定の入札書及び入札金額の積算根拠となる内訳書をそれぞれ封筒に入れ、持参すること。
- ② 入札に代理人が参加する場合は委任状を持参させなければならない。
- ③ 入札書には、年月日、入札者の所在地、商号又は名称、代表者職指名、代理人の場合は代理人の氏名、入札金額及び入札金額の前に¥マークを記入の上、必ず押印すること。
- ④ 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。
- ⑤ 入札執行回数は1回とする。1回で落札しない場合は不調とする。
- ⑥ 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 落札候補者の選定、落札者の決定

(1) 落札候補者の選定

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格をもって有効な入札をしたものを落札候補者とする。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札者の決定

- ① 開札後、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ② 審査の結果、適格者と確認した場合は、落札者として決定する。また、落札者決定通知書をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。
- ③ 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(消費税込みの金額)をもって落札価格とする。
※当該金額に1円未満の端数が生じるときは、切り捨てとする。

7 入札参加資格不適格者に対する説明

入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。

(1) 申立期限

入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)とする。

(2) 申立方法

説明申立書(様式自由)をうるま市用地課まで持参すること。

(3) 回答について

説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。

※(1)、(2)の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上した入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札金額の積算根拠となる内訳書(任意様式)の提出がない入札
- (8) 連合その他不正な行為があった入札
- (9) その他入札に関する条例に違反した入札

9 入札の辞退

入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(1) 入札辞退の方法

入札を辞退するときは、入札執行前に、入札辞退届を用地課へ持参又は郵送すること。

(2) 入札辞退者の扱い

入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。

10 入札保証金

うるま市契約規則第5条第2項第2号により免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、その落札は効力を失い、損害賠償金として契約予定金額(税抜)の100分の5をうるま市に納付しなければならない。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、うるま市契約規則第6条第2項の各号にいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除する。

12 資料配布

入札資料についてはホームページにより配布する。

- ① この公告
- ② 特記仕様書
- ③ 位置図
- ④ 平面図
- ⑤ 評価依頼地一覧
- ⑥ 各種様式
- ⑦ 用地調査等業務共通仕様書
- ⑧ うるま市用地調査等業務委託契約約款
- ⑨ うるま市競争契約入札心得規程
- ⑩ 入札金額の積算根拠となった内訳書の取扱いについて

13 スケジュール

	内容	日程
1	入札公告 入札関係様式、仕様書等の公表 入札参加申請受付開始 質疑書受付開始	令和7年10月6日 (月)
2	入札参加申請書類提出期限	令和7年10月20日 (月) 17時
3	質疑書提出期限	令和7年10月15日 (水) 17時
4	質疑への回答期限	令和7年10月17日 (金)
5	入札・開札	令和7年10月24日 (金) 10時
6	落札者決定	令和7年10月31日 (金)

14 事務局

うるま市 都市建設部 用地課 用地係 担当者 (古謝)

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

電話番号:098-923-7619(直通)

FAX番号:098-923-7621

E-mail:youchi-ka@city.uruma.lg.jp